議事要旨(4) 企業結合専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、企業結合専門委員会では 7 月に公表した論点整理における各論点へのコメントを踏まえて検討しており、今回、「少数株主持分の取扱い」の論点について意思確認する旨の説明がなされた。また、小賀坂主席研究員より、説明資料［審議事項(4)-1 と(4)-2］に基づき説明がなされた。

説明の後、委員からの主な発言等は、以下のようなものであった。

（[案 1]（少数株主持分を資本とする考え）に対する意見）

- ある委員より、[案 1]を支持する理由はどのようなものがあるかという質問があった。事務局からは、[案 1]については親会社説と同様に古くから議論されている方法であり、考え方の差と考えられ、その上で、コンバージェンスの観点を、どのように踏まえるべきかが論点である旨の回答がなされた。
- ある委員より、IASB と FASB の資本と負債の区分の検討による影響とはどのようなものかという質問があった。事務局からは、新株予約権や優先株式を中心に検討がなされており、現時点では直接的な影響はないように思われるが、今後、状況に変化があるようであれば対応することになる旨の回答がなされた。
- ある委員より、少数株主持分を株主資本の中で区分表示した場合、少数株主持分が株主資本と評価・換算差額等へ分かれて表示するということなどについて、慎重に検討する必要がある旨の意見があった。事務局からは、株主資本と当期純利益の対応関係は維持されるものと考えているが、意思確認の結果を踏まえて、表示については引き続き検討していく旨の回答がなされた。

上記の質疑応答の後、意思確認項目「連結財務諸表における少数株主持分について、少数株主との取引は資本取引として扱うという［案1]を採用し、今後の検討を行う」について、賛成11名、判断留保2名の結果となり、暫定合意がなされた。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。